



平成 22 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 23 日開催の取締役会にて「定款の一部変更の件」を平成 22 年 8 月 26 日に開催いたしました臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

尚、定款の一部変更の件につきましては平成 22 年 8 月 26 日開催の臨時株主総会にて承認決いたしましたのでご報告いたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を変更するものがあります。
- (2) 会計監査人が期待される役割を十分に発揮することが出来る様、第 40 条（会計監査人の責任限定契約）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

旧 定款	新 定款
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 8,000</u> 万株とする。

<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人 (新設)</p> <p>第 40 条 ～ 第 42 条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人 (<u>会計監査人の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第 40 条</u> 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>会計監査人との間に、善意かつ重大な過失がなかったときには、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 41 条 ～ 第 43 条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

臨時株主総会開催日	平成 22 年 8 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 22 年 8 月 26 日

以上